

介護保険サービスの整備計画

本市における介護保険施設等の整備状況や、国や京都府の介護保険施設等の整備方針を踏まえ、第9期計画では、介護保険施設の整備を以下のように計画します。



施設サービス	令和5年度末		第9期整備計画						令和8年度末	
			令和6年度		令和7年度		令和8年度			
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
介護老人福祉施設（特養）	4	380	－	－	－	－	－	30	4	410
介護老人保健施設	2	200	－	－	－	－	－	－	2	200
介護医療院	2	180	－	－	－	－	－	－	2	180

地域密着型サービス	令和5年度末		第9期整備計画						令和8年度末	
			令和6年度		令和7年度		令和8年度			
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
地域密着型介護老人福祉施設	1	29	－	－	－	－	－	－	1	29
認知症対応型共同生活介護	8	90	－	－	－	－	1	9	9	99
小規模多機能型居宅介護	8	223	－	－	－	－	1	29	9	252

第9期計画のサービス見込量

第9期計画期間におけるサービス見込量の推計は、国が示す推計方法を踏まえて、人口や認定者数の推計をもとに、地域包括ケア「見える化」システムを利用して算出しました。

まず、第8期計画期間における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績をもとに第9期のサービス見込量の推計を行い、次に第1号被保険者（65歳以上）が負担する割合や調整交付金など介護保険事業の財源となる要素の配分を勘案し、右ページのとおり第1号被保険者の所得等による保険料の所得段階及び介護保険料を設定しました。

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総事業費見込額	7,432,952	7,527,109	7,659,953	22,620,014
標準給付費（財政影響額勘案後）	6,987,457	7,077,922	7,205,900	21,271,279
介護給付費	6,360,325	6,440,180	6,554,972	19,355,477
予防給付費	204,225	206,999	209,733	620,957
特定入所者介護サービス費等 給付額 等	422,907	430,743	441,195	1,294,845
地域支援事業費見込額	445,495	449,187	454,054	1,348,736

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

第9期計画の所得段階別保険料

第1号被保険者（65歳以上）に支払っていただく第9期計画期間中の介護保険料は下記のとおりです。保険料の納付金額は、課税状況や合計所得金額などに応じて、個人ごとに異なります。

保険料は、老齢・遺族年金等の受給額が年額18万円以上の人は、①特別徴収（年金からの天引き）、年額18万円未満の人は、②普通徴収（市役所から送付される納付書または口座振替で納付）の方法で納めていただくこととなります。

所得段階	対象者		基準額に対する割合	保険料【月額】	保険料【年額】	
第1段階	本人が市民税非課税	市民税非課税世帯 生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受給している人	0.285 (0.455)	1,653円 (2,639円)	19,836円 (31,668円)	
						本人及び世帯全員が市民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人
第2段階		本人及び世帯全員が市民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の人	0.42 (0.62)	2,436円 (3,596円)	29,232円 (43,152円)	
第3段階		本人及び世帯全員が市民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円を超える人	0.685 (0.69)	3,973円 (4,002円)	47,676円 (48,024円)	
第4段階		市民税課税世帯 本人が市民税非課税であるが、同一世帯内に市民税課税の人がいて、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の人	0.9	5,220円	62,640円	
第5段階【基準額】			本人が市民税非課税であるが、同一世帯内に市民税課税の人がいて、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円を超える人	1.0	5,800円	69,600円
第6段階		本人が市民税課税	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.2	6,960円	83,520円
第7段階			本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	7,540円	90,480円
第8段階			本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	8,700円	104,400円
第9段階			本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	9,860円	118,320円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人		1.9	11,020円	132,240円	
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人		2.1	12,180円	146,160円	
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人		2.3	13,340円	160,080円	
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上850万円未満の人		2.4	13,920円	167,040円	
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が850万円以上1,000万円未満の人		2.5	14,500円	174,000円	
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人		2.6	15,080円	180,960円	
第16段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	2.7	15,660円	187,920円		

※実際の納付額は、年額の10円未満を切り捨てた額になります。

※第1段階から第3段階までの()内の基準額に対する割合・保険料は、公費による負担軽減前のものです。